

岡山県指定障害福祉サービス事業所等指導要綱

平成21年7月4日制定

平成21年6月16日一部改正（平成21年4月1日適用）

第1 目的

この指導要綱は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設設置者、指定相談支援事業者及び旧法指定施設設置者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第11条第2項の規定に基づく指導に関する基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導は、指定障害福祉サービス事業者等に対し、次に掲げる法令等に定める自立支援給付サービス等の取扱い及び自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

- 1 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
- 2 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）
- 3 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第173号）
- 4 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第523号）
- 5 障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第524号）
- 6 障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第522号）
- 7 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年9月厚生労働省告示第539号）等

第3 指導形態等

指導の形態は、次のとおりとする。

- 1 集団指導
集団指導は、指定障害福祉サービス事業者等に対して、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
- 2 実地指導
実地指導は、指導の対象となる指定障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う。ただし、居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び相談支援に係る指導については、指導に必要な書類等を持参させた上で、県事務所等において行うことができる。

第4 実施機関

- 1 集団指導
集団指導は障害福祉課が行う。
- 2 実地指導
実地指導は県民局が行う。ただし、必要があるときは、障害福祉課との共同で行うことができる。

第5 集団指導

- 1 指導対象の選定
原則として、実施日現在で指定を受けている全ての指定障害福祉サービス事業所等を対象として行う。
- 2 指導方法等
 - (1) 指導対象となる指定障害福祉サービス事業所等を決定したときは、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により、当該指定障害福祉サービス事業者等に通知する。
 - (2) 集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について行う。
 - (3) 集団指導に欠席した指定障害福祉サービス事業所等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。
- 3 情報提供
障害福祉課は、集団指導を実施したときは、管内の市町村に対し、その内容等について周知するものとする。

第6 実地指導

- 1 指導対象の選定
実地指導は全ての指定障害福祉サービス事業所等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

- (1) 実地指導は、指定障害福祉サービス事業所及び指定相談支援事業所に対しては原則として３年に１回、指定障害者支援施設及び旧法指定施設に対しては原則として１年に１回行う。
- (2) 指定障害者支援施設の実地指導は、前年度の結果、特に重大な運営上の問題点が認められなかったときは、当該年度の実地指導を省略することができる。
- (3) 旧法指定施設の実地指導は、前年度の社会福祉法人等指導監査実施要綱に基づく実地監査及びこの指導要綱に基づく実地指導の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められるときは、当該年度の実地指導を省略することができる。
- (4) 対象の選定にあたっては、利用者からの苦情等の情報に十分留意するものとする。

2 指導方法等

(1) 指導通知

指導対象となる指定障害福祉サービス事業所等を決定したときは、事前に次に掲げる事項を様式第１号により当該指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

- ア 実地指導の根拠規定及び目的
- イ 実地指導の日時及び場所
- ウ 指導担当者
- エ 指定障害福祉サービス事業所等の出席者
- オ 準備すべき書類等

(2) 指導方法

- ア 実地指導は、別に定める実地指導マニュアルに基づき、関係書類を閲覧し、関係者との面談方式で行う。
- イ 実地指導を行う上で必要があるときは、当該指定障害福祉サービス事業者等から事前に資料の提出を求めることができる。

3 実地指導後の措置等

実地指導を行ったときは、その結果により次のとおり措置するものとする。

(1) 指導結果の通知及び改善報告書の提出

実地指導の結果、改善を要すると認められる事項があるときは、実地指導を行った日から６０日以内に、当該指定障害福祉サービス事業者等に対して文書によって指導内容を通知するものとする。

この場合、当該指定障害福祉サービス事業者等に対して、通知した指導内容にかかる改善報告書の提出を求めるものとする。

(2) 改善内容確認の再実地指導

改善報告書で示された改善内容について実地に確認する必要があるときは、再度実地指導を行うものとする。

(3) 実地指導の結果、必要があると認められるときは、岡山県指定障害福祉サービス事業所等監査要綱に定めるところによる監査（以下「監査」という。）を行うものとする。

(4) 実地指導中に以下に該当する状況を確認したときは、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

- ア 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断したとき
- イ 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められるとき

4 実地指導拒否への対応

指定障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなく実地指導を拒否したときは、監査を行う。

5 実施指導の事前準備

(1) 実地指導に当たる職員は、前回の指導結果、事前提出資料等により対象となる指定障害福祉サービス事業所等の人員及び運営等の状況並びに問題点等をあらかじめ十分検討、把握した上で、指導を行うものとする。

(2) 実地指導を実施する上で必要があるときは、当該指定障害福祉サービス事業所等の事業活動区域に所在する市町村等（以下「関係市町村」という。）と連携して、介護給付費及び訓練等給付費の請求状況等を把握しておくものとする。

6 身分を示す証明書

指導を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 復命

実地指導を行った職員は、別に定める復命書により、障害福祉課にあっては知事に、県民局にあっては県民局長に速やかに復命しなければならない。

8 情報提供

障害福祉課又は県民局は、実地指導を行ったときは、関係市町村に対して、実地指導の結果及び改善報告書の内容について情報の提供を行うものとする。

第7 計画及び報告

1 県民局は、様式第２号により毎年５月末までに当該年度の指導計画を障害福祉課に提出するものとする。

2 県民局は、様式第２号及び様式第３号により毎年４月末までに前年度の指導の実施状況を障害福祉課に報告するものとする。

3 県民局は、指定障害福祉サービス事業所等が廃止又は指定を取り消された年度の翌年度から５年間は、当該指定障害福祉サービス事業所等にかかる様式第３号を、その他必要な書類とともに保存しておくものとする。

4 前記２にかかわらず、第５の３の（４）により監査を行ったとき、又は監査を行うこととなったときは、県民局は、様式

第3号にその他必要な書類を付して、速やかに障害福祉かに報告するものとする。

第8 補 足

この指導要綱で定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この指導要綱は、平成19年7月4日から適用する。
- 2 第7の1の規定にかかわらず平成19年度の指導計画の提出は7月末までに行うものとする。
- 3 「岡山県指定居宅支援事業者等指導要綱」は廃止する。
- 4 指定障害福祉サービス事業所等が行った障害者自立支援法施行前の支援費の請求等に関する指導については、この要綱の目的及び指導方針は、廃止前の「岡山県指定居宅支援事業者等指導要綱」の目的及び指導方針の内容に読み替えるものとする。

附 則

この指導要綱は、平成21年4月1日から適用する。